

第2号様式

随意契約の内容の公表

担当部課	教育委員会 教育政策課														
契約締結年月日	令和7年4月1日														
業務名	令和7年度尾張旭市学習支援事業（地域未来塾 東部地区）														
業務の概要	学習支援事業（地域未来塾 東部地区）の実施														
契約金額（税込）	3, 556, 300円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。														
契約の相手方	一般社団法人あいち子ども包括支援協会														
根拠規定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 <small>(該当する□欄に印をつけること)</small></p> <table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 第2号</td><td>その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第3号</td><td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第5号</td><td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第6号</td><td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第7号</td><td>時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第8号</td><td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第9号</td><td>落札者が契約を締結しないとき。</td></tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。														
<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。														
<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。														
<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。														
<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。														
<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。														
<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。														
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	当該法人は、令和2年度に実施した、尾張旭市学習支援事業（地域未来塾）公募型プロポーザル審査にて選定された者であり、令和2年7月から学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領の規定に適合する学習支援を、市より委託を受け運営し、蓄積されたノウハウを持っているため、また、学習指導員の一人を地域学校協働活動推進員と同様の役割を担う「地域コーディネーター」として任命し、「学習支援に向けた事業の企画・提案」「地域や学校関係者等との連絡・調整」「地域で多様な知識や経験を持つボランティアの発掘」を担っている。学習支援員と生徒との良いコミュニケーションや、地域の方々との繋がり、学校と不登校などの生徒との細かな情報共有など信頼関係が築かれているため、他の委託業者では事業の継続性が失われるため一者による随意契約とする。														

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会教育政策課です。